

# 就学奨励金異動届

相模原市教育委員会 へ

次のとおり、交付申請事項に異動がありましたので、相模原市就学奨励金交付要綱第9条に基づき、届出します。また、相模原市就学奨励金の交付の期間中において、新たに追加された世帯構成員に関わる、住民情報、課税情報、生活保護情報について教育委員会が関係機関に確認を行うことについて同意します。

令和 年 月 日

住所

電話番号 ( )

申請者(自署)

## 1. 交付対象児童生徒

学校名	学年	児童生徒氏名	学校名	学年	児童生徒氏名
	年			年	
	年			年	

## 2. 交付申請事項に異動のあった日

年 月 日

## 3. 異動の内容(該当項目のみ記入)

区分	異動の内容		
申請者 (氏名変更を含む)	旧	新	
住所	旧	新	
転校有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	転校後学校名	
保護者の状況	<input type="checkbox"/> 婚姻 (相手方氏名 届出年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 離婚 (相手方氏名 届出年月日 年 月 日) (離婚後、相手方の親権の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有)		
世帯構成員 (婚姻・離婚・住所変更等により世帯構成に変更がある場合)	<input type="checkbox"/> 増加した世帯員の氏名及び理由 _____(転入・出生・その他( )) <input type="checkbox"/> 減少した世帯員の氏名及び理由 _____(転出・死亡・その他( ))		
振込口座	金融機関名	旧	新
	支店名(店番号)	支店( )	支店( )
	口座番号		
	名義人(カナ)		
	預金種別	普通	普通

## 4. 異動後の世帯状況での援助希望の有無

援助を希望する

※相模原市外から転入した人がいる場合、その人の課税証明書の添付が必要です。  
※援助対象の児童生徒が増える場合は別に申請書の提出が必要です。

援助を希望しない

→ 世帯状況の異動日をもって就学奨励金は廃止となります。  
後日、「就学奨励金交付廃止通知書」を送付しますので、ご確認ください。

## 5. 通信欄

---

---

---